

東吉野村新型インフルエンザ等対策行動計画



東吉野村

平成27年5月

目次

1. はじめに.....	1
1) 策定の背景.....	1
2) 対象となる感染症.....	1
3) 計画の見直し.....	2
2. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本方針.....	3
1) 新型インフルエンザ等の特徴.....	3
2) 目的及び基本的な戦略.....	3
3) 国及び地域における発生段階と緊急事態宣言.....	4
4) 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方.....	4
5) 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点.....	5
6) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定.....	6
7) 対策推進のための役割分担.....	7
3. 対策を実施するための体制.....	9
東吉野村新型インフルエンザ等対策本部体制.....	13
新型インフルエンザ発生時の各部局の主な役割.....	14
4. 情報提供・共有（リスクコミュニケーション）.....	16
5. まん延の防止.....	18
6. 医療.....	20
7. 予防接種.....	23
1) 特定接種.....	23
2) 住民接種.....	23
3) 予防接種における健康被害.....	24
8. 住民の生活及び地域経済の安定の確保.....	28
1) 要援護者への支援.....	28
2) 社会・経済機能の維持（上下水道、廃棄物処理などを含む）.....	30
3) 遺体の火葬・安置.....	31
参考資料 1.....	34

別添「東吉野村における発生時期別新型インフルエンザ等対策」

1. はじめに

1) 策定の背景

新型インフルエンザは、毎年季節的な流行を繰り返すインフルエンザウイルスとは、ウイルス表面の糖蛋白（いわゆる抗原性）が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）を引き起こし、大きな健康被害の発生とそれに伴う社会的影響が懸念されている。また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に多大な社会的影響を及ぼすものが発生する可能性がある。これらが発生した場合には国家の危機管理として対応する必要がある。

平成25年4月に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様の危険性がある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての対策の強化を図るものである。

今回、前述した国の動き及び新型インフルエンザ（A/H1N1）対策の経験等を踏まえ特措法第8条の規定に基づき、「東吉野村新型インフルエンザ等対策行動計画」の策定を行うこととした。策定にあたり、村医師会の有識者から意見を聴いた。

2) 対象となる感染症

本行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの（以下「新感染症」という。）

※（定義）

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」より抜粋

第六条 この法律において「感染症」とは、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症をいう。

（途中略）

7 この法律において「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

- 一 新型インフルエンザ（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）
- 二 再興型インフルエンザ（かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）

9 この法律において「新感染症」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

3) 計画の見直し

今後は、国及び県行動計画の改定や新型インフルエンザ等に関する最新の知見等に併せて、適宜、行動計画の改定を行うものとする。

2. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1) 新型インフルエンザ等の特徴

(1) 発生の予測や阻止が困難である

- ・いつ、どこで、どの程度の規模で発生するのか正確に予測することができない。
- ・発生そのものを阻止することは現時点では困難である。
- ・世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。

(2) 村民の生命や健康、経済全体に大きな影響を与える

- ・長期的に見ると、村民の多くが罹患することが考えられる。
- ・患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療機関の受け入れ能力を超えてしまい十分な医療が受けられない可能性が考えられる。
- ・病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、村民の生命や健康、生活・経済全体にも大きな影響を与えかねない。

2) 目的及び基本的な戦略

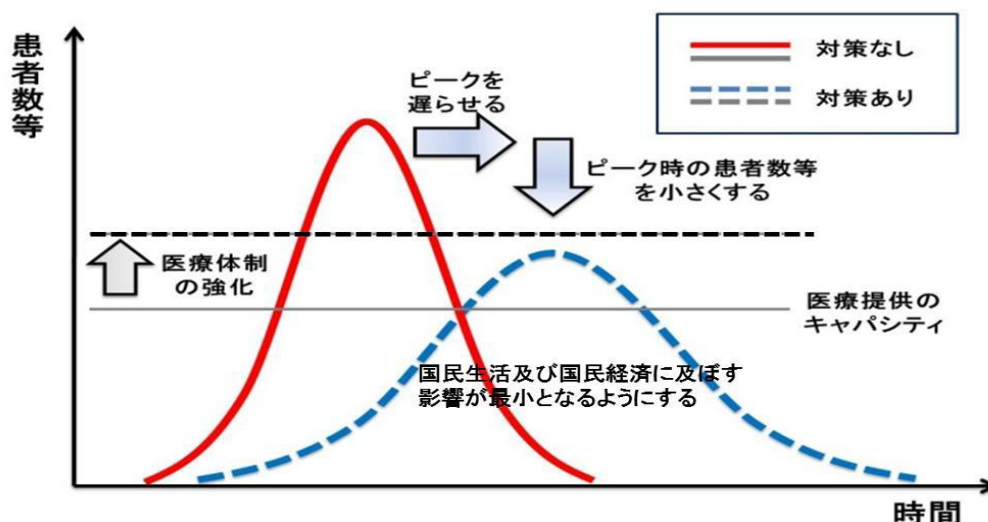
前述の特徴を踏まえ、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、村民の生命及び健康を保護する。

- ・感染の拡大を抑えることで、流行のピークを遅らせ医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療機関の受け入れ能力を超えないようにすることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療を提供することで、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 村民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は村民の生活・経済の安定に寄与する業務の維持に努める。



3) 国及び地域における発生段階と緊急事態宣言

(1) 発生段階ごとの状態

新型インフルエンザ等対策は感染の段階に応じて対応が異なることから、政府及び県行動計画で定める発生段階を基に、本行動計画では発生の状態を6段階に分け、それぞれの状態に応じた対策を実施する。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また必ずしも段階通りに進行するとは限らない。緊急事態宣言がされた場合には対策の内容も変化することがある。

<発生段階>

発生段階（国）	発生段階（県・村）	状態
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態。
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
国内発生早期	地域未発生期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内は患者が発生していない状態。
	地域発生早期	県内（村内）で新型インフルエンザ等が発生しているが、すべての患者について接触歴が確認できる状態。
国内感染期	地域感染期	県内（村内）で新型インフルエンザ等が発生し、罹患者の接触歴が確認できなくなった状態。 ※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	小康期	新型インフルエンザ等の患者が減少し、低い水準でとどまっている状態。

(2) 新型インフルエンザ等緊急事態宣言

国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、特措法に基づき、政府によって新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下、「緊急事態宣言」という。）がなされる。

緊急事態宣言となった場合には、すべての市町村長は直ちに市町村対策本部を設置しなければならない。（特措法第34条に基づく。）

緊急事態宣言後は、主にまん延防止と予防接種に関する措置を行うこととなる。

4) 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等から、一つの対策に偏って準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。本行動計画は、新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

そこで本村においては、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、村の地理的な条件、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の地域性も考慮しつつ各種対策を総合的・効果的に組み合わせることでバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。

- ①発生前の段階から、予防接種体制の構築、村民に対する啓発、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制の整備、新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体やその他の関

係機関との連携など、発生に備えた事前の準備を周到に行う。

- ②世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに対策実施のための体制に切り替える。
- ③国内発生当初の段階では、国のQ & A等を参考に、他の公衆衛生業務に支障をきたさないように、村民からの問い合わせに対応できる相談窓口等を設置して適切な情報提供を行い、県が行う不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の措置に協力するなど、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
- ④国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、さらなる情報が得られ次第適切な対策へと切り替える。
- ⑤状況の進展に応じて、必要性の低下した対策については速やかに見直しを行う。
- ⑥国内で感染が拡大した段階では、国、県、村、事業者等は相互に連携して、医療の確保や村民の生活・地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要がある。しかし、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定されたため、社会の状況を把握し状況に応じて臨機応変に対処していくこととする。

村民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせることで総合的に行われることが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについても積極的に検討する。

事業者の従業員の罹患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを村民に呼びかけることも検討する。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、村、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や村民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うよう周知する。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARSのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

5) 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

村は、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、基本的人権を尊重することとする。県が実施する、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、村民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとなるよう協力する。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって法令の根拠があることを前提として、村民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

（２）危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生した場合でも、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

（３）関係機関相互の連携協力の確保

村対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

村対策本部長は、必要に応じて県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請を行う。

（４）記録の作成・保存

村は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、村対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

6) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

1) 被害想定のお考え方

本行動計画の策定に際して、政府行動計画、県行動計画を参考として次のように想定した。

	全国の想定	奈良県の想定	東吉野村の想定
人口（平成22年）	約1億2,806万人	約140万人	2,143人(国勢調査)
罹患者数（25%）	約3,200万人	約35万人	535人
医療機関を受診する患者数	約1,300万人～ 約2,500万人	約14万人～約27万人	230人～445人
死亡者数	約17万人～約64万人	約1,900人～ 約7,000人	3人～10人

奈良県における新型インフルエンザ等の罹患者数は約35万人、医療機関を受診する患者数は、約14万人～約27万人、死亡者数は約1,900人～約7,000人になると推定されている。このことから新型インフルエンザ等の発生時には、県内の医療需要が大幅に増大することが想定される。

なお、これらの推計に当たっては、以下の点に留意する。

- ・新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の効果、現在の我が国の医療体制、衛生状況等については考慮されていない。
- ・実際に新型インフルエンザ等が発生した場合、流行規模は病原体側の要因（新型インフルエンザウイルス等の病原性や感染力等）や、宿主側（感染者）の免疫状態等社会環境など多くの要素に左右されるため、これらの想定と大きく異なる事態もあり得る。

2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・国民の25%が 流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患する。

- ・罹患者は1週間から10日間程度罹患し、欠勤する。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）職場に復帰する。
- ・ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

7) 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な協力を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。（特措法第3条）新型インフルエンザ等発生時には「政府対策本部」の下で基本的な対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

(2) 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国が定める新型インフルエンザ等への基本的対処方針に基づき県の対策を総合的に推進する責務を有する。（特措法第3条）新型インフルエンザ等の発生時には、知事を本部長とする「奈良県新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、県の組織が一体となった対策を講じる。

(3) 村の役割

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対する直接的な支援を行う中心的な役割を担っている。そのため、村は新型インフルエンザ等が発生したときには、基本的対処方針に基づき、村民に対するワクチンの接種や、生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

(4) 医療機関の役割

医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要な医療資器材の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の構築を進めることが重要である。また、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

(5) 指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。また、あらかじめ業務計画を策定するとともに、必要物品の備蓄等を行い、発生時の業務の推進に備える。

(6) 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務、または住民生活及び経済の安定に寄与する業務を行う事業者で厚生労働大臣が登録する者(以下「登録事業者」という。)は、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の住民生活を維持するため、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染予防策の実施や事業継続に向けて、事前準備を積極的に行う。また、新型インフルエンザ等発生時には、事業を継続するよう努める。

(7) 一般の事業者の役割

新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止策を行う。新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置を徹底する。

(8) 村民の役割

村民は、新型インフルエンザ等の予防に努めるとともに、対策に協力するようにつとめなければならない。(特措法第4条第1項)

村民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や、発生時にとるべき行動などの対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザと同様に、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

3. 対策を実施するための体制

新型インフルエンザ等の発生・流行に対応するため、発生段階に応じた危機管理組織を整備する必要がある。新型インフルエンザ等の発生は生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くことが危惧されており、国家の危機管理の問題として認識されている。このため、平素から国、県、他市町村、その他関係機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備えて情報交換、連携体制の確認、訓練等を実施することが求められる。また、新型インフルエンザ等が発生する前においては、平時における会議体の枠組みを通じ、事前準備の進捗を確認し、村が一体となった取組みを推進する。

また、行動計画の作成等に際し、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を聴き、発生時には可能な限り医学・公衆衛生の学識経験者の意見を適宜適切に聴取することが求められる。

新型インフルエンザ等対策の業務に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検する。
(特措法第十条)

【各発生段階における対策】

未発生期
予想される状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染は見られていない状態。
対策の目的
<ol style="list-style-type: none"> 1) 発生に備えて体制の整備を行う。 2) 奈良県内発生 of 早期確認に努める。
対策の考え方
<ol style="list-style-type: none"> 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本村行動計画等を踏まえ、県や関係団体との連携を図り、対応体制の整備や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、住民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。
海外発生期
予想される状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 ・ 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 ・ 海外においては、発生国や地域が限定的な場合や、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状態。
対策の目的
<ol style="list-style-type: none"> 1) 国内の状況等を注視しつつ、県内・村内発生 of 遅延と早期発見に努める。 2) 県内・村内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方
<ol style="list-style-type: none"> 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 2) 対策の判断に役立てるため、海外及び国内での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。

<p>3) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内・村内発生した場合の対策についての的確な情報収集を行い、関係機関や住民等に準備を促す。</p> <p>4) 住民生活及び地域経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの接種体制の確立等、県内・村内発生に備えた体制整備を急ぐ。</p>
地域未発生期
予想される状況
国内のいずれかの都道府県において新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、本県では発生しておらず、かつ全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。
対策の目的
<p>1) 県内発生の遅延と県内発生の早期発見に努める。</p> <p>2) 県内発生に備えて体制の整備を行う。</p>
対策の考え方
<p>1) 県内発生に備え、原則として海外発生期の対策を継続する。</p> <p>2) 国内発生、流行拡大に伴って、国及び県が定める基本的対処方針や対策等に基づき、必要な対策を行う。</p> <p>3) 県内・村内未発生であっても、新型インフルエンザ等緊急事態宣言により緊急事態措置をすべき区域の公示を受けた場合は、積極的な感染防止策等をとる。</p>
地域発生早期
予想される状況
県内・村内において新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことが出来る状態。
対策の目的
<p>1) 県内・村内での感染拡大をできる限り抑える。</p> <p>2) 患者に適切な医療を提供する。</p> <p>3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。</p>
対策の考え方
<p>1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。発生した新型インフルエンザ等の状況等により、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされる場合は、積極的な感染防止策等をとる。</p> <p>2) 医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、住民への積極的な情報提供を行う。</p> <p>3) 県内・村内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、住民生活及び地域経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制を整備する。</p> <p>4) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。</p>
地域感染期
予想される状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。 ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。 ・ 地域によって状況が異なる可能性がある。
対策の目的
<p>1) 健康被害を最小限に抑える。</p> <p>2) 住民生活及び経済への影響を最小限に抑える。</p>

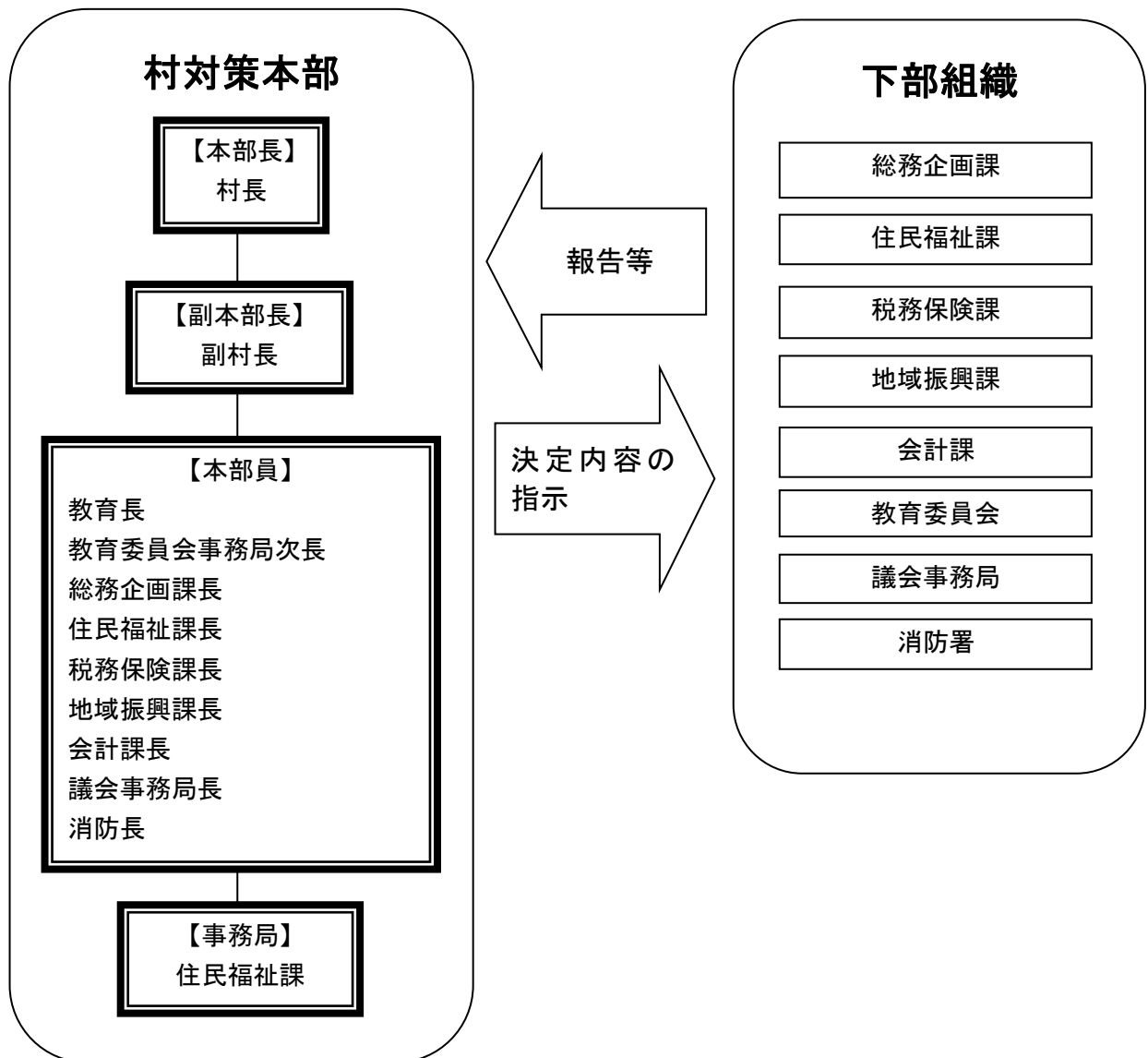
対策の考え方	
<p>1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止は実施する。</p> <p>2) 県内の発生状況等から、本村の実施すべき対策の判断を行う。</p> <p>3) 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。</p> <p>4) 流行の最盛期の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。</p> <p>5) 欠勤者の増大が予測されるが、住民生活・経済の影響を最小限に抑えるため、必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。</p> <p>6) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。</p> <p>7) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。</p>	
小康期	
予想される状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・ 大流行はいったん終息している状態。 	
対策の目的	
住民生活・経済の回復を図り、流行の第二波に備える。	
対策の考え方	
<p>1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。</p> <p>2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について住民に情報提供する。</p> <p>3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。</p> <p>4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。</p>	

【発生段階別実施体制】

発生段階	実施体制
未発生期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 村行動計画等の作成及び見直し ○ 東吉野村新型インフルエンザ等対策連絡会議の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係課の課長職で構成し、事務局は住民福祉課とする。 ○ 未発生期から担当者を決め、発生に備えた準備を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各課を対策本部の下部組織として設置し、課長が中心となり速やかな対応が行えるよう準備を行う。
海外発生期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海外で新型インフルエンザ等の発生が確認されると、政府及び県対策本部の立ち上げが行われるが、村では対策本部は特措法に基づく緊急事態宣言がない場合は設置しない。 ※ 緊急事態宣言がなされていない場合であっても、市町村は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することができる。

<p>地域未発生期・地域発生早期・地域感染期</p>	<p><緊急事態宣言がされている場合></p> <p>○東吉野村新型インフルエンザ等対策本部を設置 (特措法第 34 条と東吉野村新型インフルエンザ等対策本部条例に基づく)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部長は村長とし(特措法第 35 条) 役場に設置する。 ・ 本部員には、副村長、村教育委員会の教育長、村を管轄する消防長、各課長をもってあて る。(特措法第 35 条第二項第 3 号) ・ 副本部長は副村長を村長が指名する。(特措法第 35 条第 2 項第四号) 副本部長は、本部長 を補佐し、対策本部の事務を整理するほか、本部長に事故があるときはその職務を代理す る。 ・ 対策本部の本部員は本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。 ・ 各課を対策本部の下部組織として設置し、課長が中心となり速やかな対応を行う。 <p>○市町村対策本部長の権限(特措法第 36 条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 村対策本部長は、村内の新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するた め、必要があると認めるときは、村が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関す る総合調整を行うことができる。 ・ 村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、県並びに指定公 共機関及び指定地方公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する総合 調整を行うよう要請することができる。この場合において、県対策本部長は、必要がある と認めるときは、所要の総合調整を行わなければならない。 <p>○対策本部の運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 村対策本部長は、特に必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、指定行政機関及 び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する第二十四条第四項 の規定による要請を行うよう求めることができる。 ・ 村対策本部長は、総合調整を行うため必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、 当該区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し必要な情報の提供を求め ることができる。また、当該総合調整の関係機関に対し、当該区域に係る新型インフルエ ンザ等緊急事態措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。 ・ 村対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該区域に係る新型インフルエンザ等 緊急事態措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めること ができる。 ・ 村対策本部長は、当該区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実 施するため必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、当該区域に係る新型インフ ルエンザ等緊急事態措置の実施に関し必要な要請をすることができる。 <p>○他の地方公共団体による代行、応援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等のまん延により、緊急事態措置を行うことができなくなった場合に は、特措法に基づく他の地方公共団体による代行、応援、職員の派遣等の措置を行う。 <p>○対策本部を設置した際は、未発生期に設置した村対策連絡会議は解散する。</p>
<p>小康期</p>	<p>○村対策本部の解散</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急事態解除宣言がされたときには、速やかに村対策本部を解散する。

東吉野村新型インフルエンザ等対策本部体制



新型インフルエンザ発生時の各部署の主な役割

担当課	役割
各課共通項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の村内の感染拡大状況調査及び情報収集に関すること ・ 新型インフルエンザ等対策各課局業務の継続的かつ安定的遂行のための体制構築に関すること ・ 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること ・ 関係機関との連絡、調整に関すること ・ 他課の応援に関すること ・ 所管施設の運営管理・閉鎖などの措置に関すること ・ 所管施設・団体の感染防止策に関すること ・ 所管施設の消毒などに関すること ・ 行事及び民間事業などの自粛要請に関すること ・ 多人数が集まるイベントなどの自粛の要請に関すること ・ 新型インフルエンザ外来に関する公共施設の使用に関すること ・ その他新型インフルエンザ等対策本部の決定事項に関すること
総務企画課 議会事務局 会計課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の服務、出勤状況の把握に関すること ・ 職員の研修の実施に関すること ・ 職員の配置、職員の応援体制などに関すること ・ 職員の予防接種に関すること ・ 新型インフルエンザ等対策関係予算などの財務に関すること ・ 対策本部、対策会議の運営に関すること ・ 情報の収集に関すること ・ 自衛隊、奈良県、他市町村、関係機関などとの連絡、調整に関すること ・ 災害用非常食の備蓄と提供に関すること ・ 電気、ガスなどのライフライン供給保持などの連絡、調整に関すること ・ 庁舎などの警備及び管理に関すること ・ 庁舎内の感染予防対策に関すること ・ 車両の確保に関すること ・ 報道機関との連絡、調整に関すること ・ 地区会等への情報提供及び要望に関すること ・ 相談体制の調整及び統括に関すること ・ 広報等情報提供及び報道機関対応に関すること ・ 村民からの問い合わせの対応及び要望の取りまとめに関すること ・ 文化施設における感染予防に関すること ・ 議会との連絡調整に関すること
住民福祉課 税務保険課	<p>【まん延防止（火葬及び遺体の安置）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戸籍等の届出窓口の確保に関すること ・ ごみの排出抑制・収集等に関すること ・ 遺体の収容及び搬送等に関すること ・ 遺体の火葬に関すること ・ 仮遺体安置所の設置に関すること <p>【まん延防止・感染予防（保健福祉）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対策本部、対策会議の運営に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集に関すること ・奈良県、他市町村、関係機関などとの連絡、調整に関すること ・村内医療機関、医薬品卸業者などとの連絡、調整に関すること ・保健所など関係機関との連絡、調整に関すること ・新型インフルエンザ等対策に必要な物資、資材の準備に関すること ・医療、健康相談に関すること ・相談窓口に関すること ・新型インフルエンザ外来に関すること ・抗インフルエンザウイルス薬の供給要請、予防内服などに関すること ・プレパンデミックワクチン、パンデミック予防接種に関すること ・所管施設入所者及び利用者の罹患状況の把握に関すること ・所管施設の症状がある職員の出勤停止及び受診の指導に関すること ・在宅要援護者（高齢者・障がい者など）の支援に関すること ・所管施設入所者及び利用者の罹患状況の把握に関すること ・所管施設の症状がある職員の出勤停止及び受診の指導に関すること ・学童保育の臨時休業及び臨時休業中の対応に関すること
地域振興課	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会、小売業者などに対する生活必需品の安定供給の要請に関すること ・民間企業などへの就業制限要請に関すること ・動物（家きん・家畜など）の不審死への対応に関すること ・交通機能維持の連絡、調整に関すること ・水道水の安定供給に関すること ・上下水道関係情報の収集及び記録に関すること ・取水・浄水・配水施設の就業職員の感染防止策に関すること ・原水・応急給水の水質検査・保全及び薬品管理に関すること
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・村内幼稚園・小・中学校の児童生徒等の感染予防に関すること ・村内幼稚園・小・中学校の児童生徒等の感染状況の把握に関すること ・教育施設及び体育施設における感染予防に関すること ・感染が疑われる症状がある園児、児童、生徒への受診の指導に関すること ・所管する学校・園の臨時休業及び臨時休業中の対応に関すること ・保健福祉部の支援に関すること
消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・消防活動の確保に関すること ・救急搬送の確保に関すること

4. 情報提供・共有(リスクコミュニケーション)

新型インフルエンザ等の発生時には、国民一人一人が新型インフルエンザ等に対する正確な知識に基づき適切に行動することで、はじめてまん延の防止が可能となる。そのため、発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として発生前においても新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する様々な情報や調査研究の結果などを村民や村内医療機関、事業所等に情報提供していく必要がある。このような適切な情報提供を通して、新型インフルエンザ等対策に関して周知を図り十分な理解を得ることが、いざ発生した時に村民に正しく行動してもらう上で必要である。

村は、最も住民に近い行政主体であるため、新型インフルエンザ等の発生時には、住民に対する詳細かつ具体的な情報提供及び住民からの相談受付等について中心的な役割を担うこととなる。そのため、平時から情報提供に努めるとともに、発生時には個人のプライバシーや人権に配慮しつつ、迅速に正確な情報を村民に提供するとともに、継続的に村民の意見を把握し村民が主体的に対策に参画できる体制を整備する。

また、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）の県の調査に協力する。

【発生段階別対策】

発生段階	対策等
未発生期	<p>○体制整備等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生前から情報収集・提供体制を整備し、国及び県が発信する新型インフルエンザ等に係る情報収集に努め、また、関係部局間での情報共有体制を整備する。 ・村広報、CATV、HP等に新型インフルエンザ等に関する予防的対策や行動計画などの情報を掲載する。 ・新型インフルエンザ等発生時に、村民からの相談に応じるため、国からの要請に基づいて相談窓口等を設置する準備を進める。 ・学校や幼稚園は集団発生や地域への感染拡大の起点となりやすいことから、平常時から保健衛生部局や教育委員会と連携して、児童生徒等に対し感染症や公衆衛生について情報提供し、丁寧に指導する。 ・県や関係機関等とのメールや電話の活用、可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を整備する。さらに、インターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。
海外発生期・地域未発生期	<p>○相談窓口等の体制の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国からの要請に基づいて、他の公衆衛生業務に支障をきたさないように住民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口等を設置し、適切な情報提供を行う。 ・新型インフルエンザ等など疾患に関する相談のみならず、生活相談や地方公共団体の行う対応策についての問い合わせにも対応できる対応について検討する。 <p>○住民等への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国や県が発信する新型インフルエンザ等に係る情報や基本的方針を収集し、村民へ適切に提供する。 ・情報入手が困難なことが予想されるコミュニケーションに障害のある方（視覚障害者、聴覚障害者等）や外国人など、受け手に応じた情報提供を行うよう配慮する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の混乱を避け、根拠のない虚偽の噂や偏見、差別につながる情報を野放しにしないよう誰もが感染する可能性があり、同時に他の者に感染させる可能性があるが、それが責められるようなことではないという認識が得られるよう正確に情報提供する。 <p>○関係機関との情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係部署間の情報共有体制を確認し、必要な情報を共有する。また、国、県、関係機関と、インターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。
<p>地域発生早期・地域感染期</p>	<p>○相談窓口等の体制の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国からの要請に従い、国から配布されるQ & Aの改訂版などを受けて対応し、適切な情報提供ができるように体制の充実・強化を行う。 ・国及び県を通じ、また、インターネット等により新型インフルエンザ等の発生情報を収集し、関連情報及び村の対策内容、状況を村民に提供するとともに、混乱防止及び注意喚起を図る。 ・村内の新型インフルエンザ等の発生状況や後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況等について情報提供する。 <p>○情報提供方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の発生時における記者発表に当たっては、政府対策本部及び厚生労働省や県と情報を共有するとともに、発表等の方法についてはこれらの関係者やマスコミ関係者とあらかじめ検討を行っておく。 <p>【個人情報について】</p> <p>※個人情報の公表の範囲について、プライバシーの保護と公益性のバランスを考慮する必要がある。プライバシーを保護することは重要であることは当然であるが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第7条（公益上の理由による裁量的開示）の趣旨を踏まえ、国民の生命、ひいては国民生活・国民経済に多大な影響を及ぼすおそれがある状況下における新型インフルエンザ等の発生状況等に関する情報伝達の公益性に留意して情報提供を行う。</p> <p>※発生地域の公表に当たっては、原則、市町村名までの公表とするが、患者と接触した者が感染している可能性を考慮し、公衆衛生上、当該接触者への対応が必要な場合はその程度に応じて、患者が滞在した場所、時期、移動手段等を発表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の村内（県内）発生状況について周知し、家庭での感染予防策、拡大防止策の徹底を要請する。 ・学校の臨時休業時の対応等について周知する。 <p>○関係機関との情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、県、関係機関と、インターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。
<p>小康期</p>	<p>○相談窓口等の体制縮小</p> <ul style="list-style-type: none"> ・状況を見ながら国からの要請に基づいて相談窓口等の体制を縮小する。 <p>○計画の評価及び第二波に備える</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性について情報提供と注意喚起を行う。 ・相談窓口等に寄せられた問い合わせ、関係機関等から寄せられた情報等をとりまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。

感染症に関する情報提供元

- ・奈良県感染症発生動向調査還元情報（週報）
- ・感染症情報収集システム（http://scl11.953862.net/schoolkoukai/view_all.php）

5. まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめるようにつながる。

個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

【発生段階別対策】

発生段階	対策等
未発生期	<p>○感染対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。 ・自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。 ※新型インフルエンザ等に限らず、誰でも感染症にかかる可能性があるため、感染者に対する偏見や差別は厳に慎まなくてはならないことを広報等を通じて住民に啓発することが必要である。 ・村の施設の消毒剤等の感染防護用品の備蓄を進めるとともに、業務に従事する職員の感染防止のための个人防护具等の備蓄を進める。 ・村の小・中学校、幼稚園、保育施設、高齢者・障がい者の通所介護等の通所施設等における感染予防策、臨時休業等、新型インフルエンザ発生に備えた対応について検討する。 <p>○防疫措置、疫学調査等についての連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が実施する検疫強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について関係機関との連携を強化する。
海外発生期	<p>○感染対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村内の住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること、時差出勤等の基本的な感染対策等を勧奨する。 ・学校等は、通常の段階から児童、生徒、通所者、職員の健康状態の把握し、発熱、咳等の症状のある者の早期発見に努める。 ・県内での発生に備え、学校等における感染予防策を徹底するとともに、臨時休業等についての連絡体制を確認する。 ・事業所及び介護・福祉施設等に対し、感染予防策を徹底する。

地域未発生期	<p>○感染対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 村民、事業所、福祉施設、病院や高齢者施設等に感染予防策、拡大防止策を徹底するよう周知する。 ・ 村の施設等における感染対策の強化を行う。 ・ 村内発生に備え、村の施設の閉鎖について検討する。 ・ 村内発生に備え、都道府県が示した学校等の臨時休業の基準を考慮し、公立小・中学校、幼稚園等の臨時休業の基準について検討する。
地域発生早期	<p>○感染対策実施の要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 患者数が少ない段階で感染拡大を抑制し、その後の患者数増加のタイミングを遅らせ、流行のピークの到来を遅延させるため、以下の対策を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ①季節性インフルエンザなどと同様の、公私の団体・個人に協力を求める対策 ②感染症法に基づく入院措置等の患者対策や濃厚接触者対策 ・ 新型インフルエンザ等緊急事態においては、状況に応じ、新型インフルエンザ等緊急事態措置等を講じる。 ・ 村民に対して、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。 ・ ウイルスの病原性等の状況に応じて、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に実施する（例えば欠席率10%程度で実施する、期間を1週間程度にする等）よう、学校の設置者に要請する。 ・ 学校、保育施設等に通う患者は一定期間自宅待機（出席停止）とするよう、管理者に要請する。 ・ 医療機関、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設等において感染防止策を強化するよう呼びかける。 ・ 県が行う、患者対策や濃厚接触者対策について要請に基づいて対応する。 <p>○村は、緊急事態宣言がなされた場合に県が講じる措置に、適宜協力する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県が行う、濃厚接触者対策、外出自粛要請、施設の使用制限等の要請等の措置に必要なに応じ協力する。
地域感染期	<p>○地域でのまん延防止対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、村民に対して、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策等の徹底を促す。 ・ 患者対策として罹患した患者については、症状が軽快しても感染力が無くなるまで外出しないよう呼びかけを継続する。 ・ 村の施設を閉鎖や村主催行事は中止又は延期を検討する。 ・ 村の事業継続計画（BCP）に基づき、業務や住民サービスを縮小する。 ・ 県が示した学校等の臨時休業の基準に基づいて決定した公立小・中学校、幼稚園、保育施設、高齢者・障がい者の通所介護等の通所施設等の臨時休業の基準を引き続き、適用する。
小康期	<p>○計画の評価、第二波へ備える</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 流行の経過を踏まえ、第二波に備えて拡大防止策を見直し改善に努める。

6. 医療

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合、患者数の大幅な増加が予想されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には限界があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。村内では入院施設、新型インフルエンザ等の診療が可能な医療機関がないため、県の医療体制に準じて対応する。

【発生段階別対策】※奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画より抜粋・一部改変

発生段階	対策等（県が主体として実施）
未発生期	<p>【村】</p> <p>○県が中心となって行う地域医療体制の整備に協力する。</p>
	<p>【県】</p> <p>○地域医療体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所圏域を単位とし、保健所を中心として対策会議を設置し、地域の関係者と連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。 ・発生時の地域医療体制の確保のために、平素から関係機関との間で、協議、確認を行う。 ・帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備や感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進める。また、一般の医療機関においても新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請する。
海外発生期	<p>【村】</p> <p>○帰国者・接触相談センターについての周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村広報、CATV、HP 等へ情報を掲載する。 ・相談窓口において適宜情報提供を行う。 <p>○村内における医療体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内感染期における診療開始に備え、村内医療機関での院内感染防止策を講じるよう情報提供を行う。 <p>○村内での患者発生に備えた患者の搬送・移送体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村内での患者発生に備えて、保健所や消防署と情報共有を図るとともに、患者の搬送・移送に関して協力・連携を図る。
	<p>【県】</p> <p>○医療体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行う。そのため、帰国者・接触者外来を整備する。 ・帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、県医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で診療体制を整備する。 ・帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と診断された場合には直ちに保健所に連絡するよう要請する。 <p>○帰国者・接触者相談センターの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帰国者・接触者相談センターを各保健所に設置する。なお、流行状況に応じてセンターの運営について調整を図る。 ・発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センターを通じて帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

地域未発生期	<p>【村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○帰国者・接触相談センターについての周知 <ul style="list-style-type: none"> ・村広報、CATV、HP 等へ情報を掲載する。 ・相談窓口において適宜情報提供を行う。 ○村内における医療体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・県内感染期における診療開始に備え、村内医療機関での院内感染防止策を講じるよう情報提供を行う。 ○村内での患者発生に備えた患者の搬送・移送体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・村内での患者発生に備えて、保健所や消防署と情報共有を図るとともに、患者の搬送・移送に関して協力・連携を図る。 <p>【県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・国の要請に基づき、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者接触者外来における診療体制や帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を引き続き継続する。 ・一般医療機関においても、新型インフルエンザ等の患者を診察する可能性があることから院内感染対策等を進めるよう要請する。 ・発生国からの帰国者等であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は帰国者・接触者相談センター等を通じて帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。 ○帰国者・接触者相談センターの充実・強化 <ul style="list-style-type: none"> ・帰国者・接触者相談センターの充実・強化を行う。（人員増加・24 時間体制での開設など） ・発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センターを通じて帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。
地域発生早期	<p>【村】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○帰国者・接触相談センターについての周知 <ul style="list-style-type: none"> ・村広報、CATV、HP 等へ情報を掲載する。 ・相談窓口において適宜情報提供を行う。 ○村内における医療体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・県内感染期における診療開始に備え、村内医療機関での院内感染防止策を講じるよう情報提供を行う。 ○村内での患者発生に備えた患者の搬送・移送体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・村内での患者発生に備えて、保健所や消防署と情報共有を図るとともに、患者の搬送・移送に関して協力・連携を図る。 ○在宅患者等への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・在宅で診療する新型インフルエンザ等患者への支援（見守り、訪問看護、食事の提供、医療機関への搬送）や自宅で死亡した患者への対応に係る準備を行う。 <p>【県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○帰国者・接触者相談センターの充実・強化 <ul style="list-style-type: none"> ・帰国者・接触者相談センターの充実・強化を行う。（人員増加・24 時間体制での開設など） ・発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センターを通じて帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

	<p>○在宅患者等への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村に対し、関係機関の協力を得ながら、在宅で診療する新型インフルエンザ等患者への支援（見守り、訪問看護、食事の提供、医療機関への搬送）や自宅で死亡した患者への対応に係る準備を要請する。○医療機関・薬局における警戒活動 ・引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動を行う。 <p><緊急事態宣言がなされた場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の対策に加え、必要に応じて、医療機関並びに医薬品等の販売業者等である指定地方公共機関に対して、業務計画で定めるところにより、医療もしくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずるよう要請する。
地域感染期	<p>【村】</p> <p>○在宅で療養する患者へ支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。 <p>○村は、緊急事態宣言がなされた場合に県が講じる措置に、適宜協力する。</p>
	<p>【県】</p> <p>○在宅患者等への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、市町村に対し、関係団体の協力を得ながら、在宅で診療する新型インフルエンザ等患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行うよう要請する。 <p>○医療機関・薬局における警戒活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動を行う。 <p><緊急事態宣言がなされた場合></p> <p>上記の対策に加え、必要に応じて次の対策を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、医療機関並びに医薬品等の販売業者等である指定地方公共機関に対して、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品もしくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずるよう要請する。 ・国と連携し、県内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染拡大の防止や衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や病状は比較的軽度であるが在宅療養を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。
小康期	<p>【村】</p> <p>○村は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の体制に戻す。</p>

※県が主体として行う対応【県】、村が主体として行う対応【村】

<参考ホームページ>

○奈良県新型インフルエンザ等対策に関する情報

<http://www.pref.nara.jp/34828.htm>

○新型インフルエンザ 関連情報

<http://www.pref.nara.jp/9879.htm>

7. 予防接種

ワクチンの接種により個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

パンデミックワクチンは、新型インフルエンザの発生後に新型インフルエンザウイルスを基に製造される。パンデミックワクチンは、接種により重症化防止が期待できるが、細胞培養法等の新しいワクチン製造法を用いても、全国民分のワクチンを製造するのに6か月かかるとされている。

集団的接種を基本とし、妊婦や在宅医療の対象者については個別に接種を行う。

1) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長が緊急の必要性があると認めるときに臨時に行われる予防接種をいう。

実施においては、特措法第28条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項による予防接種とみなし、同法（第22条及び第23条を除く。）の規定を適用し実施する。特定接種の内、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、村が実施主体として接種を実施する。

＜特定接種の対象者＞

- ①登録事業者のうち、一定の業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

＜接種順位＞

登録事業者及び公務員の接種順位の考え方については、国は、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、事前に「参考資料1」（P.30）のとおり整理しているが、危機管理においては、状況に応じた柔軟な対応が必要であることから、発生時の社会状況等を総合的に判断し、政府対策本部が決定する。

- ①医療関係者
- ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- ③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
- ④それ以外の事業者

2) 住民接種

緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種の対象は、原則として村内に居住する全住民（在留外国人を含む。）とする。その他の対象としては、村内医療機関に勤務する医療従事者等も考えられる。

住民接種の対象者については、以下の4群に分類する。

- a 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

i 基礎疾患を有する者

基礎疾患により入院中又は通院中の者をいう。平成21年のパンデミック時に取りまとめられた「新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準手引き」を参考に、発生した新型インフルエンザ等による病状を踏まえ、発生時に基準を示す。

ii 妊婦

b 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

c 成人・若年者

d 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

住民接種の実施にあたっては、「市町村のための新型インフルエンザ等住民接種に関する集団予防接種のための手引き（暫定版）」に準ずる。

3) 予防接種による健康被害

予防接種法が平成 25 年 4 月 1 日に改正され、インフルエンザを含む定期の予防接種等により、副反応が発生した場合の副反応報告については、医療機関に義務付けられている。

村は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を村内医療機関に配布し、医師が予防接種後の副反応を診断した場合には、速やかに厚生労働省へ直接報告する。医療機関等（予防接種を実施した以外の医療機関を含む。）は、基準に該当する予防接種後の副反応を診断した場合、報告様式を用い、速やかに厚生労働省に報告する（当該報告は、予防接種法に基づく接種としての報告と、薬事法第 77 条 4 の 2 第 2 項の報告を兼ねたものであり、医療機関等は、当該報告のみを行うことで足りる。）。

接種対象者が予防接種法に基づいて予防接種を受け健康被害が生じた場合、その健康被害の状況に応じて、特定接種の場合はその実施主体が、住民接種の場合は村が給付を行う。

接種した場所が居住地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第 15 条第 1 項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に居住する市町村とする。

【発生段階別対策】

発生段階	対策等
未発生期	<p>○予防接種の準備</p> <p>1) 特定接種の準備</p> <ul style="list-style-type: none">・国が実施する登録事業者の登録事務について、必要に応じて協力する。・登録事業者又は登録事業者が属する事業者団体ごとに特定接種の集団的接種体制を構築することが困難な場合には、必要に応じ業種を担当する府省庁等が行う事業者支援と接種体制構築に協力する。・村は、対象となる村職員に対し、特定接種を行う。 <p>2) 住民接種の準備</p> <ul style="list-style-type: none">・村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、厚生労働省及び県の協力を得ながら接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。・特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、村内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。・村のワクチン需要量を算出しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。

未発生期	<ul style="list-style-type: none"> ・住民接種に関する実施要領を参考に地域の实情に応じてあらかじめ接種の開始日、接種会場等を通知する方法、予約窓口を活用し住民からの予約を受け付ける方法等の手順を計画しておく。 ・円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、村外における接種を可能にするよう努める。 ・速やかに住民接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。 <ul style="list-style-type: none"> a. 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保 b. 接種場所の確保（医療機関、保健所、保健センター、学校等） c. 接種に要する器具等の確保 d. 接種に関する住民への周知方法（接種券の取扱い、予約方法等） ・接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、地域医師会等の協力を得て、その確保を図る。 ・接種のための会場について、地域の实情に応じつつ村住民ホール、各地区集会所、学校等公的な施設を活用するか、医療機関に委託することにより接種会場を確保する。 ・各会場において集団的接種を実施できるよう予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する器具（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。
海外発生期	<p>○特定接種の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と連携し、集団接種を基本とし対象となる村職員に対して本人の同意を得て特定接種を行う。 <p>○特定接種の広報・相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口等の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。
国内感染早期 地域未発生期・地域発生早期	<p><緊急事態宣言がされていない場合></p> <p>○住民接種の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に規定する接種を開始するとともに、その接種に関する情報提供を開始する。 <p>※以下の項目については、①緊急事態宣言が行われている場合に特措法第46条の規定に基づいて実施する「住民に対する予防接種」又は②緊急事態宣言が行われていない場合に予防接種法第6条第3項に基づいて実施する接種（新臨時接種）両方の留意点について記載してある。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健センター、学校等公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として村内に居住する者を対象に集団接種を行う。 ・発熱等の症状を呈している等、予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、接種会場における感染対策を図る。 ・基礎疾患を有し医療機関に通院中の医学的ハイリスク者に関しては、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した上で、集団接種を実施する会場において接種することを原則とする。なお、村の判断により通院中の医療機関において接種することも検討する。

- ・医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、集団的接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行うことに留意する。
- ・ワクチンの大部分が10ml等の大きな単位のバイアルで供給されることを踏まえ、原則として100人以上を単位として接種体制を構築する。
- ・1ml等の小さな単位のバイアルの流通状況等によっては、医学的ハイリスク者に対し、通院中の医療機関での個別接種を行うことも考えられる。
- ・医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も検討する。
- ・社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該施設等において集団接種を行う。

○ 住民接種の広報・相談

- ・住民からの基本的な相談に応じる。
- ・病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、村としてはワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供しておく必要がある。

○ 住民接種の有効性・安全性に係る調査

- ・予防接種の実施主体である村は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。

<緊急事態宣言がされている場合>

○ 住民に対する予防接種の実施

- ・住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。
- ・住民に対する予防接種実施についての留意点は緊急事態宣言がされていない場合を参照。

○ 住民接種の広報・相談

- ・病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
 - a. 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
 - b. ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - c. ワクチンの安全性・有効性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、随時様々な知見が明らかになる。
 - d. 臨時接種、集団的接種など、通常実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- ・上記を踏まえ、広報に当たっては次の点に留意する。
 - a. 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。
 - b. ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝える。
 - c. 接種の時期、方法など、国民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝える。
- ・具体的な接種スケジュールや実施場所・方法、相談窓口等の連絡先等の周知を行う。

国内感染期	地域発生早期・地域感染期	<p>○住民接種の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種を進める。 ・ 住民接種実施についての留意点は国内発生早期の項（緊急事態宣言がされていない場合）を参照。 <p>○住民接種の有効性・安全性に係る調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を村内の医療機関に配布する。 <p><緊急事態宣言がされている場合></p> <p>○住民接種の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的対処方針を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。 ・ 住民に対する予防接種実施についての留意点は国内発生早期の項（緊急事態宣言がされていない場合）を参照。 ・ 住民接種の広報・相談については、国内発生早期（緊急事態宣言がされている場合の措置）の項を参照
小康期		<p>○住民接種の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 流行の第二波に備え、予防接種法第 6 条第 3 項に基づく接種を進める。 ・ 住民接種実施についての留意点は国内発生早期の項（緊急事態宣言がされていない場合）を参照。 <p>○住民接種の有効性・安全性に係る調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を村内の医療機関に配布する。 <p><緊急事態宣言がされている場合></p> <p>○住民接種の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 流行の第二波に備え、国及び県と連携し特措法第 46 条の規定に基づく住民に対する予防接種を進める。 ・ 住民に対する予防接種実施についての留意点は国内発生早期の項（緊急事態宣言がされていない場合）を参照。 ・ 住民接種の広報・相談については、国内発生早期（緊急事態宣言がされている場合の措置）の項を参照。

8. 住民の生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの国民が罹患し、本人の罹患や家族の罹患等により従業員の最大40%が2週間にわたり欠勤することが想定され、社会・経済活動の大幅な縮小と停滞を招くとともに、公共サービスの中断や物資の不足により最低限の生活を維持することができなくなるおそれがある。新型インフルエンザ等発生時に、社会・経済機能の破綻を防止し、最低限の生活を維持できるよう、各行政機関や各医療機関、各事業者において事前に十分準備を行うことが重要である。特に、高齢者世帯、障害者世帯等、新型インフルエンザの流行により孤立し、生活に支障を来すおそれがある世帯への生活支援（安否確認、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）は平時にも増して重要であり、発生前から生活支援について整備しておくことが必要である。

新型インフルエンザ等が海外で大流行した場合、様々な物資の輸入の減少、停止が予想され、新型インフルエンザ等が国内で発生した場合、食料品・生活必需品等の生産、物流に影響が出ることも予想される。このため、個人・家庭における対策として自助の視点は重要であり、最低限（2週間程度）の食料品・生活必需品等を備蓄しておくことが推奨される。また、食料品・生活必需品等の購入に当たって、買占めを行わないよう消費者としての適切な行動をとることが求められる。

1) 要援護者への支援

【発生段階別対策】

発生段階	対策等
未発生期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、国からの要請に対応し、県と連携し要援護者を把握するとともにその具体的手続きを決めておく。 ・ 村民に対する情報提供を行い、新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図るとともに、新型インフルエンザ等の流行により孤立し、生活に支障を来すおそれがある世帯（高齢者世帯、障害者世帯等）への具体的な支援体制の整備を進める。 ・ 要援護者については、災害時要援護者リスト活用し、新型インフルエンザ等発生時の要援護者リストを作成する。 ・ 個人情報活用の活用については、事前に包括的な同意が取れる仕組みを作っておくこと、又は必要に応じ個人情報保護に関する条例の改正を行っておくこと、若しくは柔軟性のある運用を検討しておく。 ・ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への対応について、関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える体制を構築する。 ・ 要援護者の登録情報を分析し、必要な支援内容（食料品、生活必需品等の提供の準備等）や協力者への依頼内容を検討する。 ・ あらかじめ必要な食料品・生活必需品等の確保、配分・配付の方法について関係機関と検討を行い、地域の実情に応じた計画を策定するとともに、早期に計画に基づく取組を進める。 ・ 自宅で療養する新型インフルエンザ等の患者を見回るため等に必要なマスク等の備蓄を行っておく。

海外発生期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の発生後、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。
国内発生早期 地域未発生期・地域発生早期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画に基づき、要援護者対策を実施する。 ・ 食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。 ・ 新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。 ・ 新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。
国内感染期 地域発生早期・地域感染期	<p><緊急事態宣言がされていない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。 ・ 引き続き食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。 <p><緊急事態宣言がされている場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国から在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う旨の要請を受け、対応する。
小康期	<p><緊急事態宣言がされていない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。 <p><緊急事態宣言がされている場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国、県、指定（地方）公共機関と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

2) 社会・経済機能の維持（上下水道，廃棄物処理などを含む）

【発生段階別対策】

発生段階	対策等
未発生期	<ul style="list-style-type: none"> ○物資及び資材の備蓄等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。
海外発生期	<ul style="list-style-type: none"> ○食料品、生活必需品の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民に対し、新型インフルエンザ等の発生時に備え、食料品、生活必需品の備蓄等事前の準備を呼びかける。
国内発生早期 地域未発生期・地域発生早期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者に対して、従業員の健康管理の徹底、感染対策の実施を呼びかける。 ・ 住民に対し、食料品、生活必需品の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかける。 ＜緊急事態宣言がされている場合＞ ○水の安定供給 <ul style="list-style-type: none"> ・ 行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。 ○生活関連物資等の価格の安定等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民の生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう調査・監視をするとともに、必要に応じ関係機関（商工会等）に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
国内感染期 地域発生早期・地域感染期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者に対して、従業員の健康管理の徹底、感染対策の実施を呼びかける。 ・ 住民に対し、食料品、生活必需品の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかける。 ＜緊急事態宣言がされている場合＞ ○水の安定供給 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内発生早期の項を参照。 ○国の調査への協力 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国が行う各登録業者の事業継続の状況や従業員の罹患状況確認等の調査に協力する。 ○生活関連物資等の価格の安定等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民の生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国及び県と連携して、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう調査・監視をするとともに、必要に応じ関係機関（商工会等）に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。 ・ 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ確かな情報共有に努めるとともに、必要に応じ住民からの相談・情報収集窓口の充実を図る。 ・ 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、国及び県と連携して、行動計画で定めるところにより適切な措置を講ずる。

小康期	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者に対して、従業員の健康管理の徹底、感染対策の実施を呼びかける。 ・住民に対し、食料品、生活必需品の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかける。 <p><緊急事態宣言がされている場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国、県、指定（地方）公共機関と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。 ○ 事業者に対し、村内の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な必要業務への重点化のため、縮小、中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。
-----	---

3) 遺体の火葬・安置

今日の我が国における葬法（埋葬及び火葬等）は、火葬の割合がほぼ 100%を占めている。しかし、病原性の高い新型インフルエンザ等の感染が拡大し、全国的に流行した場合には、死亡者の数が火葬場の火葬能力を超える事態が起こり、火葬の円滑な実施に支障を生ずるとともに、公衆衛生上、火葬を行うことができない遺体の保存対策が大きな問題となる可能性がある。

感染症法第 30 条第 3 項において、墓地、埋葬等に関する法律第 3 条に規定する 24 時間以内の埋火葬禁止規定の特例として、新型インフルエンザ等によって死亡した者については、感染防止の観点から 24 時間以内の埋火葬が認められているとともに、感染症法第 30 条第 2 項において、このような病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある遺体は、原則として火葬することとされている。そのため、国内感染期（まん延期）において死亡者が多数に上った場合も、速やかに火葬を行うことのできる体制をあらかじめ整備しておくことが必要となる。

また、新型インフルエンザ等に感染した遺体の保存や埋火葬に当たっては、感染拡大を防止する観点から一定の制約が課せられることになるが、地域の葬送文化や国民の宗教感情等にも配慮することが望ましい。そのため、感染拡大防止対策上の支障等がない場合には、できる限り遺族の意向等を尊重した取扱いをする必要がある。

村は、墓理法において、埋火葬の許可権限等、地域における埋火葬の適切な実施を確保するための権限が与えられていることから地域内における火葬の適切な実施を図るとともに、個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等を講ずる主体的な役割を担うものとする。

【発生段階別対策】

発生段階	対策等
未発生期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火葬能力等の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県が行う、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討、及び火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備に協力する。 ・ 火葬場における稼働可能火葬炉数、平時及び最大稼働時の一日当たりの火葬可能数、使用燃料、その備蓄量及び職員の配置状況等の火葬場の火葬能力並びに公民館、体育館及び保冷機能を有する施設など一時的に遺体を安置することが可能な施設（以下「臨時遺体安置所」という。）数について県が調査する場合に協力する。 ・ 村は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づいて、地域内における火葬の適切な実施を図るとともに、個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等を講ずる主体的な役割を担う。 ・ 県の火葬体制を踏まえ、地域内における火葬の適切な実施ができるよう戸籍事務担当部局等関係機関と連携し、調整を行う。

海外発生期	<p>○遺体の火葬・安置のための準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国から県を通じて行われる、「火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う」旨の要請を受け対応する。 ・県の協力を得て、新型インフルエンザ等が全国的に流行して火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、臨時遺体安置所を確保できるよう準備するものとする。併せて遺体の保存作業に必要な人員等の確保についても準備を進める。 <p>※遺体の安置場所については、運動公園体育館の使用について検討する。</p>
国内発生早期 地域未発生期・地域発生早期	<p>○遺体の火葬・安置体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を地域内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡すよう調整する。なお、非透過性納体袋については県が病院又は遺体の搬送作業に従事する者に必要な数量を配付する。 ・遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。
国内感染期 地域発生早期・地域感染期	<p>○遺体の火葬・安置の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。 ・死亡者が増加し火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため臨時遺体安置所を直ちに確保するとともに、遺体の保存作業のために必要な人員等を確保する。 ・万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て円滑に火葬が行われるよう努める。 ・県と連携し、地域内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、他の市町村及び近隣都道府県に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに遺体の搬送の手配等を実施する。 <p><緊急事態宣言がされている場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国から県を通じ行われる火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる旨の要請を受け、対応する。 ・国から県を通じ行われる死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する旨の要請を受け、対応する。 ・特定市町村は、特定都道府県が、埋葬又は火葬を迅速に行うため必要があると認めるときは、特定都道府県が行うこととなっている下記の事務の一部を行う。 <ol style="list-style-type: none"> a. 新型インフルエンザ等緊急事態において、死亡者数に火葬場の火葬能力が追いつかず、火葬を行うことが困難な状態にあり、火葬の実施までに長期間を要し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認められるときは、新型インフルエンザ等に感染した遺体に十分な消毒等を行った上で墓地に一時的に埋葬することを考慮する。

国内感染期	地域発生早期・地域感染期	<p>b. その際、あらかじめ、新型インフルエンザ等に起因して死亡したことを確認の上、遺族の意思を確認するものとする。また、近隣に埋葬可能な墓地がない場合には、転用しても支障がないと認められる公共用地等を臨時の公営墓地とした上で当該墓地への一時的な埋葬を認めるなど、公衆衛生を確保するために必要となる措置について、状況に応じて検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、村は当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。
小康期		<p><緊急事態宣言がされている場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国、県、指定（地方）公共機関と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

(参考資料1)

特定接種の対象となり得る業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理した。

(1) 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等に罹患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	厚生労働省
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院、社会保険病院、厚生年金病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	厚生労働省

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載。

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1：介護・福祉型、B-2：指定公共機関型、B-3：指定公共機関同類型、B-4：社会インフラ型、B-5：その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設（A-1に分類されるものを除く。）、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児入所支援施設、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	厚生労働省
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	厚生労働省
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	厚生労働省
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	厚生労働省
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	厚生労働省
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	経済産業省
銀行業	B-2	中央銀行	新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨および金融の安定	財務省
空港管理者	B-2 B-3	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の航空機による運送確保のための空港運用	国土交通省
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
水運業	B-2 B-3	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶賃渡業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資（特措法施行令第14条で定める医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料をいう。以下同じ。）の運送業務	国土交通省

通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	総務省
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	経済産業省
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	国土交通省
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	国土交通省
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	総務省
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保	総務省
映像・音声・文字情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	—
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給	金融庁 内閣府 厚生労働省 経済産業省 農林水産省 財務省 厚生労働省
河川管理・用水供給業	—	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	国土交通省
工業用水道業	—	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	経済産業省
下水道業	—	下水道処理施設 維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	国土交通省
上水道業	—	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	厚生労働省
金融証券決済事業者	B-4	全国銀行資金決済ネットワーク 金融決済システム 金融商品取引清算機関	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	金融庁

		振替機関		
石油・鉱物卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（LP ガスを含む）の供給	経済産業省
石油製品・石炭製品製造業	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品の製造	経済産業省
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	経済産業省
飲食料品小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品（缶詰・農産保存食料品、精穀・精粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ。）の販売	農林水産省 経済産業省
各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品（石けん、洗剤、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう。以下同じ。）の販売	経済産業省
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業（育児用調整粉乳に限る。）	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品の供給	農林水産省
飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品及び食料品を製造するための原材料の供給	農林水産省
石油事業者	B-5	燃料小売業（LP ガス、ガソリンスタンド）	新型インフルエンザ等発生時における LP ガス、石油製品の供給	経済産業省
その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	厚生労働省
その他の生活関連サービス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	経済産業省
その他小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売	経済産業省

廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	環境省
--------	-----	----------	----------	-----

(注2) 業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

(注3) 上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(＝新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の事務	区分1	内閣官房
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関わる業務、閣議関係事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	区分1	内閣官房
各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む。）	区分1	各府省庁
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務 具体的な考え方は、以下のとおり ・対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象 ・事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	区分1	各府省庁
諸外国との連絡調整、在外邦人支援	区分1	外務省
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化 (検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務)	区分1	厚生労働省 農林水産省 法務省 財務省
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	区分1	厚生労働省
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（行政府）	区分1	内閣法制局
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	—
都道府県対策本部の事務	区分1	—
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	—
市町村対策本部の事務	区分1	—
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分1	—

住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	区分1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、予算の議決、国会報告に係る審議（秘書業務を含む。）	区分1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	区分1	—
国会の運営	区分1	—
地方議会の運営	区分1	—
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（立法府）	区分1	—

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
令状発付に関する事務	区分2	—
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分2	法務省
刑事施設等（刑務所、拘留所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	区分2	法務省
医療施設等の周辺における警戒活動等	区分1	警察庁
犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分2	
救急	区分1	消防庁
消火、救助等	区分2	
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	区分1 区分2	海上保安庁
防衛医科大学校病院及び自衛隊病院等における診断・治療	区分1	防衛省
家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送	区分2	
その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する事務		
自衛隊の指揮監督		
国家の危機管理に関する事務	区分2	内閣官房 各府省庁

区分3：民間の登録事業者と同様の業務

(1) の新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務

(別添)東吉野村における発生時期別新型インフルエンザ等対策

対策	未発生期	海外発生期	国内発生早期		国内感染期		小康期	
			地域未発生期	地域発生早期	地域感染期			
サーベイランス	<ul style="list-style-type: none"> ◇国及び県の要請に応じて適宜協力 ◇地域の実情に応じたサーベイランスの実施(必要に応じて) 							
情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> ◇国・県が発する情報を必要に応じて住民に提供する ◇関係機関と連携し、児童生徒等への感染症や予防方法についての知識の提供及び指導を行う ◇可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を整備する ◇予防策や行動計画について、広報やCATV、ホームページ等で周知する 	<ul style="list-style-type: none"> ◇国や県からの情報を必要に応じて住民に提供する ◇関係部署間での情報共有体制を確認し、必要な情報を共有する ◇相談窓口を設置し、住民からの問い合わせに対応する ◇ヒートヒート間での感染の可能性は誰にでもあり、それが責められるようなことではないという認識を市民が持つように情報提供する 	<ul style="list-style-type: none"> ◇住民への情報提供を実施するとともに混乱防止及び注意喚起をはかる ◇家庭での感染予防策、拡大防止策の徹底を要請する ◇学校の臨時休業時の対応等について周知する ◇電話相談の対応時間を拡大するなど、新型インフルエンザ等に関する相談体制の強化を図る 	/				
水際対策	<ul style="list-style-type: none"> ◇国及び県の要請に応じて適宜協力 		<ul style="list-style-type: none"> ◇対策の終了(終了時期は国の判断に従う) 				<ul style="list-style-type: none"> ◇国の要請に応じ、国の評価に協力する 	
まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ◇個人における対策の普及 ◇国及び県の要請に応じ、適宜協力 							
医療	県	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域の医療体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ◇帰国者・接触者外来の整備 ◇帰国者・接触者相談センターを吉野保健所に設置 	<ul style="list-style-type: none"> ◇帰国者・接触者相談センターの充実・強化 ◇医療体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ◇在宅患者への支援 ◇医療機関・薬局における警戒活動 	/		
	村	<ul style="list-style-type: none"> ◇県が行う地域の医療体制の整備に協力 	<ul style="list-style-type: none"> ◇帰国者・接触相談センターについての周知 ◇村内における医療体制の整備 ◇村内での患者発生に備えた患者の搬送・移送体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ◇在宅患者への支援 		<ul style="list-style-type: none"> ◇村は、国及び県と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の体制に戻す 		
予防接種	特定接種	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域の対象者を把握しておく 	<ul style="list-style-type: none"> ◇対象者に特定接種を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◇対象者への特定接種の継続 			/	
	住民接種	<ul style="list-style-type: none"> ◇速やかに接種できる体制を整備しておく 	<ul style="list-style-type: none"> ◇接種体制(医療従事者等、接種場所、接種に要する器具等、住民への周知方法等)の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ◇接種会場、医療従事者等を確保し、原則として集団接種で実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ◇住民接種の継続 		<ul style="list-style-type: none"> ◇国の方針に従い再整備を行う 	
生活環境・経済の安定確保	生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ◇食料品、必需品等の確保、配分等の方法について検討 ◇支援を必要とする世帯への食料品等の配布方法の検討 ◇新型インフルエンザ等発生時の要援護者の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ◇住民に対する食料品等の確保、配分・配布等の実施 ◇要援護者への支援 ◇相談窓口を設置し、住民からの問い合わせに対応する ◇その他必要と思われる住民支援 				/	
	埋火葬	<ul style="list-style-type: none"> ◇死亡者が増加することを考慮し、円滑な埋火葬のための体制を整備しておく(遺体保管場所等の確保) 	<ul style="list-style-type: none"> ◇死亡者の増加に伴い、円滑な埋火葬体制の準備開始 			<ul style="list-style-type: none"> ◇火葬体制の整備 ◇臨時遺体安置所の拡充 ◇墓地埋葬法の手続きの特例に基づく埋火葬に係る手続き 		

従来の計画を評価、第二波に備える